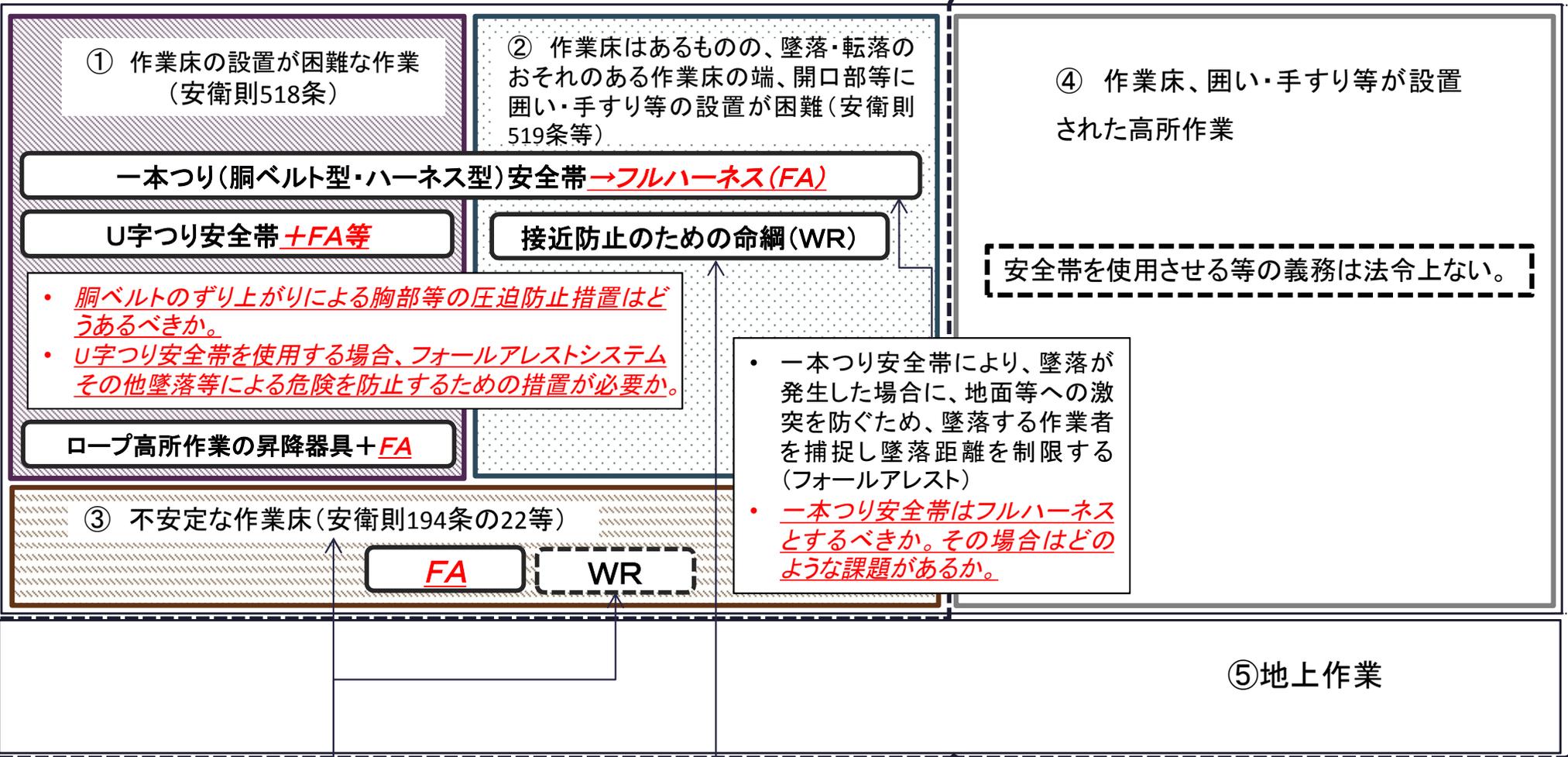


墜落防止用の個人用保護具の選択・使用のイメージ（論点整理）

参考資料1

※ 朱書きは現行からの見直し等の論点



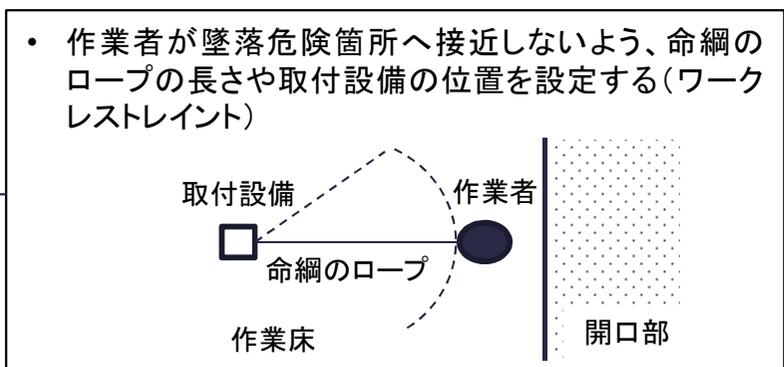
- **胴ベルトのずり上がりによる胸部等の圧迫防止措置はどうか。**
- **U字つり安全帯を使用する場合、フォールアレストシステムその他墜落等による危険を防止するための措置が必要か。**

- 一本つり安全帯により、墜落が発生した場合に、地面等への激突を防ぐため、墜落する作業者を捕捉し墜落距離を制限する（フォールアレスト）
- **一本つり安全帯はフルハーネスとすべきか。その場合はどのような課題があるか。**

• 現行の労働安全衛生法令では、①高所作業車の作業床（作業床が接地面に対し垂直上昇・下降する構造のものを除く）〔安衛則194条の22〕、②クレーンの専用搭乗設備〔クレーン則27条〕、③ゴンドラの作業床〔ゴンドラ則17条〕が該当する。

• これらの作業床は手すり等で囲われているが、作業者が投げ出される等の危険があるため、安全帯その他の命綱を使用することとされている。

• **このような場所における、命綱による接近防止とはどのような方法になるか。**



②の一部（安衛則130条の5等）を除き高さ2メートル以上